

告 示

埼玉県告示第百四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

平成三十一年二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称		所在地		開設者名		サービスの種類		指定年月日	
医療法人社団 協友会 吉川 中央総合病院 通所リハビリテ ーション		吉川市平沼一 一		医療法人社団 協友会		通所リハビリ テーション 介護予防通所 リハビリテー ション		平成三十年八月 一日	
グループホーム らんらん倶楽部		児玉郡神川町 熊野堂二五七 八		悠馬エンター プライズ有限 会社		訪問リハビリ テーション 通所リハビリ テーション 居宅療養管理 指導 介護予防訪問 看護		平成三十年十二 月一日	
医療法人財団 明理会 イム ス富士見総合 病院		富士見市鶴馬 一九六七―一		医療法人財団 明理会		介護予防居宅 療養管理指導 介護予防通所 リハビリテー ション			

